

§ 11 交通安全対策事業

1 交通安全対策事業の概要

「クルマ社会」の進展や高齢者人口が増加する本市では、高齢者の歩行中・自転車乗車中などの交通事故リスクが一段と高まるなど、厳しい状況が続いています。このような中、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係機関・団体等において各般の施策を講じてきました。

交通事故の防止は、行政機関および関係団体等は勿論のこと、市民一人ひとりが取り組まなければならない課題です。

市としては、人命尊重が何物にも優先するとの認識のもとに、交通安全施設の整備を進める一方、昭和63年4月からは、交通指導員を配置して、幼児から高齢者まで、それぞれの年齢に応じた交通安全教育を推進し、市民の交通安全に対する意識の高揚を図っています。

また、交通安全に関する関係機関・団体等と連携し、各種交通安全運動を展開するなど、交通安全思想の普及啓発に努めています。

(1) 交通安全運動の推進

各期の交通安全運動期間（全道一斉・年間40日間）を中心に、警察、関係団体等と密接な連携のもと、交通事故を抑止するため、街頭啓発をはじめ、さまざまな形で交通安全運動を推進しています。

ア 街頭啓発、旗の波作戦の実施による啓発活動

イ ラジオ、テレビ、ホームページ、広報車、「市政はこだて」、各種SNSによる呼びかけ

ウ 幼児、児童、生徒をはじめ高齢者等を対象とした交通安全教室

エ 中・高校生や一般を対象とした自転車の交通ルールとマナーの啓発

オ 高齢者に対する啓発や夜光反射材の普及活動

(2) 交通指導員の配置

各年齢層に応じた生涯にわたる交通安全教育の実践指導を行うことを目的として配置されました。

ア 設置年月日 昭和63年4月1日

イ 指導員数 10名

ウ 業務内容

- ・交通安全実践活動の指導
- ・歩行者、自転車利用者等の安全な通行の指導
- ・家庭、学校、職場等への交通安全思想の普及・啓発
- ・各種交通安全運動の推進

エ 活動状況 令和7年度交通安全教室開催実績
開催 794回 対象者 31,259人

(3) 幼児交通安全クラブ

幼児を交通事故から守るため、認定こども園、幼稚園、保育所等の幼児とその母親で構成する幼児交通安全クラブ（愛称「こぐまクラブ」）を設置し、母と子の交通安全教室を開催して幼児交通安全教育の推進を図っています。

ア 結成クラブ数	認定こども園 52	幼稚園 4	保育園 7	計 63クラブ
イ 会員数	幼 児 2,857人	母 親 2,635人	計 5,492人	(令和8年6月末日現在)

(4) スクールゾーン・幼児ゾーンの警戒標識の設置

通学（園）時の交通事故を防止するため、小学校等の周辺のスクールゾーンおよび児童公園等の周辺の幼児ゾーンに標識の設置を行っています。

ア スクールゾーン	83箇所	標識 313本設置
イ 幼児ゾーン	98箇所	標識 140本設置

(令和8年6月末日現在)

(5) 梁川公園内交通公園

幼児、小・中学生を対象に、交通知識や交通マナーを体得させることを目的として、昭和44年5月18日から開園しました。

令和5年度には、管理事務所の老朽化に伴い、交通安全教室の開催スペースを併設した建物に建て替え、交通安全教育の拠点施設としての機能強化を図っています。また、ゴーカートコースを全面舗装したほか、開園当初設置の遊具を子どもたちが安心して遊べるインクルーシブ遊具へ更新し、利用者のサービス向上につなげています。

ア 所在地	函館市梁川町24番2号
イ 敷地面積	7,752㎡
ウ 施設内容	ゴーカートコース 延長500m 幅4m 足踏み式ゴーカートコース 延長90m 幅3m 自転車コース 延長330m 幅1.5～2.5m 信号機 1基、交通標識 60本
エ 遊 具	動力式ゴーカート（1人乗） 7台 動力式ゴーカート（2人乗） 8台 足踏式ゴーカート 4台 自転車 14台 インクルーシブ遊具 5基
オ 運 営	函館中央交通安全協会（指定管理者制度）
カ 開園期間	毎年4月1日から10月31日まで

キ 開園時間 午前 9 時から午後 5 時まで
ク 休 園 日 毎週月曜日
(その日が国民の祝日にあたるときはその次の平日)
春休み、夏休み期間は無休

ケ 使 用 料 動力式ゴーカート
1 台 1 周につき 1 回券 1 0 0 円
回数券 5 0 0 円 (6 枚つづり)
入園料, その他の遊具は無料
(令和 8 年 6 月末日現在)

梁川交通公園利用状況

年度	入園者数 (人)	動 力 式 ゴ ー カ ー ト 利 用 状 況					
		団 体		個 人		合 計	
		利用台数 (台)	使用料 (円)	利用台数 (台)	使用料 (円)	利用台数 (台)	使用料 (円)
R 3	28,450	942	56,520	49,783	2,986,980	50,725	3,043,500
R 4	31,459	1,222	73,320	57,156	3,429,360	58,378	3,502,680
R 5	24,289	1,044	62,640	44,754	2,685,240	45,798	2,747,880
R 6	29,432	1,485	129,600	62,102	5,278,900	63,587	5,408,500
R 7	45,865	1,629	143,300	56,502	4,795,900	58,131	4,939,200
備考：使用料 令和 5 年度まで 1 回券 6 0 円 (回数券の設定はなし)							

(6) 函館市高齢者安全運転支援装置設置事業費補助金

令和6年度から、函館市内に在住する65歳以上の高齢ドライバーを対象に、交通事故防止や事故発生時の被害軽減を目的として、国の性能認定を受けた後付けの安全運転支援装置の購入・設置に係る費用の一部を補助しています。

高齢者安全運転支援装置設置事業費補助金の実績 (単位：件、千円)

年度	件数	補助金額	備 考
R 6	30	586	(主な補助基準) ・補助対象の装置 国土交通省が性能認定した、 ① 障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進等抑制装置 ② ペダル踏み間違い急発進等抑制装置 ・補助対象者 申請を行う日において、函館市に住所を有する65歳以上の方 ・補助金の額(上限20,000円) 補助対象経費の1/2(1,000円未満の端数金額は切り捨て。)
R 7	3	60	

(7) 市内交通事故の状況

市内交通事故の状況

年	発生件数		死者数		傷者数	
	件数	指数	人数	指数	人数	指数
R 3	450	100.0	8	100.0	520	100.0
R 4	415	92.2	1	12.5	477	91.7
R 5	408	90.6	4	50.0	471	90.6
R 6	422	93.7	4	50.0	497	95.6
R 7	472	104.9	5	62.5	562	108.8

※ 指数は、令和3年を100としています。

交通事故類型別発生状況

(単位：件，％)

年	車両対人		車両対自転車		車両相互		車両単独		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
R 3	87	19.3	68	15.1	283	62.9	12	2.7	450	100.0
R 4	73	17.6	103	24.8	233	56.1	6	1.5	415	100.0
R 5	70	17.2	89	21.8	245	60.0	4	1.0	408	100.0
R 6	67	15.9	86	20.4	258	61.1	11	2.6	422	100.0
R 7	85	18.0	93	19.7	284	60.2	10	2.1	472	100.0

年齢階層別死者数

(単位：人)

年	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
R 3				1	1		6	8
R 4							1	1
R 5							4	4
R 6		1					3	4
R 7						1	4	5

2 函館市交通安全対策会議

函館市交通安全対策会議条例（昭和46年3月22日条例第40号）第1条の規定により設置され、函館市の陸上交通の安全に関する諸問題を審議します。

（１）所掌事務

- ・函館市交通安全計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- ・函館市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、およびその施策の実施を推進すること。

（２）会長および委員等

- ・会長は、市長をもって充てる。
- ・委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。
 - ア 国の関係地方行政機関の職員
 - イ 北海道の部内の職員
 - ウ 北海道警察の警察官

- エ 市の職員（オおよびカを除く。）
 オ 教育長
 カ 消防長
 キ 公募による者
 ク その他市長が必要と認める者
 ・委員の定数は，１８人以内とする。

（３）会長および委員名簿

（令和８年６月末日現在）

区 分	所属機関・役職名	氏 名
会 長	函 館 市 長	大 泉 潤
国 の 関 係 地 方 行 政 機 関 の 職 員	北海道開発局函館開発建設部次長	今 野 秀 一
	北海道運輸局函館運輸支局長	杉 澤 武 則
	函 館 地 方 気 象 台 次 長	橋 本 政 樹
	北海道労働局函館労働基準監督署長	加 藤 孝
北 海 道 の 部 内 の 職 員	北海道渡島総合振興局保健環境部 くらし・子育て担当部長	井 川 浩 樹
	北海道渡島総合振興局函館建設 管 理 部 用 地 管 理 室 長	田 村 栄 治
北 海 道 警 察 の 警 察 官	北海道警察函館方面本部交通課長	佐 藤 直 哉
	北海道函館方面函館中央警察署長	佐 藤 伸 治
	北海道函館方面函館西警察署長	河 奥 利 之
市 の 職 員	函 館 市 市 民 部 長	宮 田 至
	函 館 市 土 木 部 長	春 山 英 之
	函 館 市 企 業 局 交 通 部 長	東 出 洋 幸
教 育 長	函 館 市 教 育 長	木 村 雅 彦
消 防 長	函 館 市 消 防 長	安 田 太
公 募 に よ る 者	一 般 公 募	池 内 芙美代
そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め る 者	函 館 中 央 交 通 安 全 協 会 会 長	平 井 尚 子
	函 館 地 区 バ ス 協 会 会 長	森 健 二
	函 館 市 町 会 連 合 会 副 会 長	川 上 誠

(4) 函館市交通安全計画

国の交通安全対策基本法に基づき、交通安全に関する総合的な施策として、5年ごとに函館市交通安全計画を策定しています。

令和7年度をもって第11次計画（令和3～7年度）が終了し、令和8年度中に第12次計画（令和8～12年度）を策定する予定です。

また、函館市交通安全計画に基づき各関係機関が実施する取組については、前年度の事業実績を「数字で見る交通安全」として、当該年度の取組を「交通安全実施計画」として取りまとめ、公表しています。

3 函館市違法駐車等防止条例の制定

違法駐車等は正常な交通の妨げとなるほか、交通事故の要因にもなっており、本市においても、救急・消防活動や清掃業務・除雪業務などのほか、公共輸送機関であるバスの定時・定速性の確保についても違法駐車による影響が出ています。

このため、ドライバーの交通安全に対する意識の高揚を図り、違法駐車等を防止することにより良好な交通環境を確保し、もって市民の安全で快適な生活環境の保持および向上に資することを目的として、平成9年3月27日に「函館市違法駐車等防止条例」を制定し、同年6月1日から施行しました。

【条例の主な内容】

(1) 条例の目的

市民の日常生活に重大な支障を及ぼす恐れのある違法駐車等を防止し、市・市民・事業者が協力しあい、良好な交通環境を確保し、快適で安全な生活環境を保持することを目的とします。

(2) 責 務

違法駐車等の防止は、行政のみでは困難なため、各方面の皆さんにそれぞれの立場で協力していただくことになります。

ア 市は、市民、事業者、その他の関係者の協力を求めるため、啓発に関する施策などを実施します。

イ 市民は、違法駐車等の防止に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければなりません。

ウ 事業者は、事業用駐車場の確保を図り、来客・社員の駐車場利用を促進するとともに、市が実施する施策に協力しなければなりません。

(3) 重点地域

違法駐車等が著しく多く、日常生活または一般交通に支障が生じている地域として本町・五稜郭地区の別図の地域を、平成9年7月1日に「重点地域」として指定しました。

(4) 指導・啓発

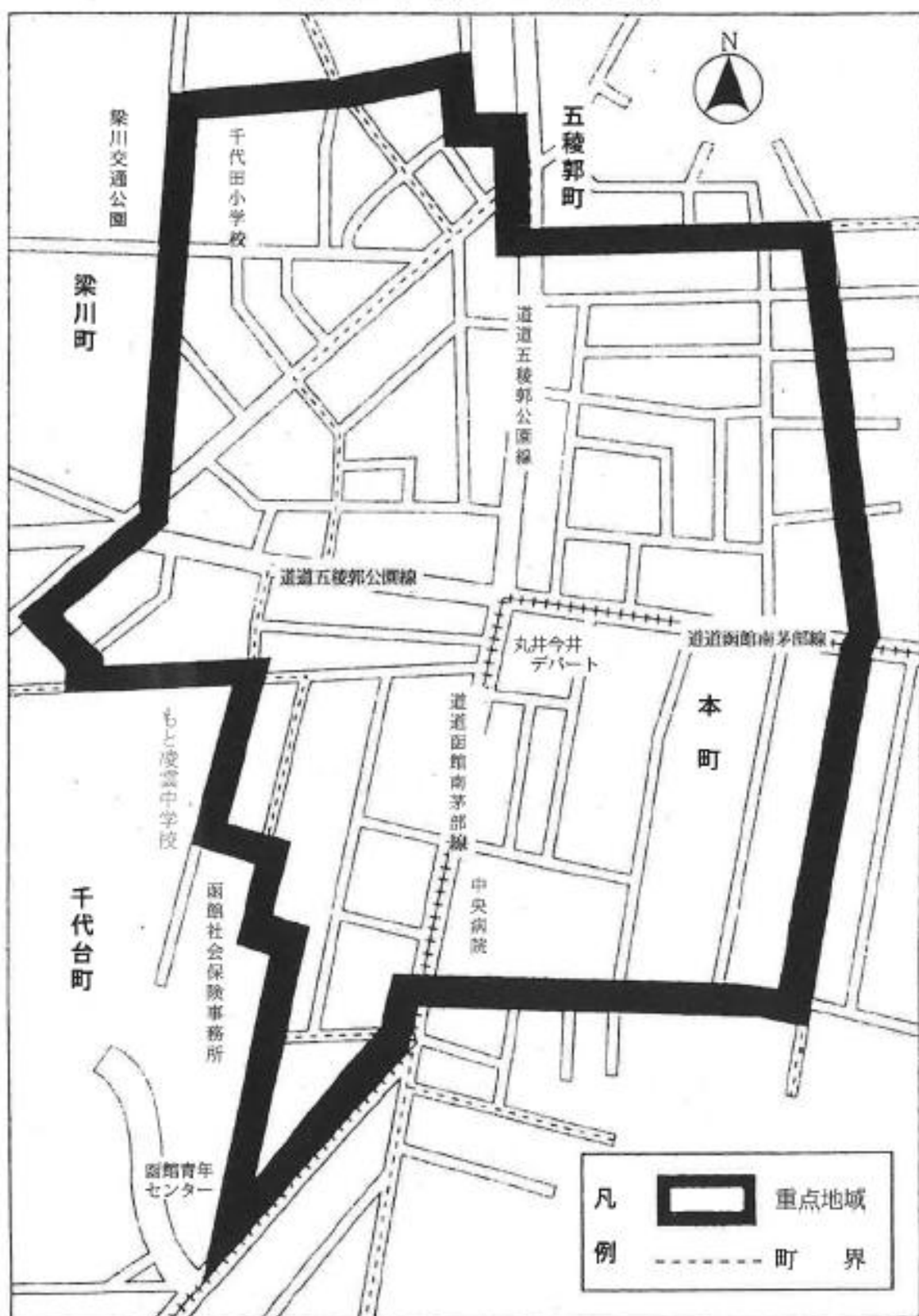
重点地域では、当該地域を所轄する警察署や関係機関・団体と協力しながら違法駐車等をしないよう啓発活動を実施します。

また、重点地域であることを示す看板の設置や周辺駐車場への移動を促すための広報・啓発活動を実施します。

(5) 関係機関への協力要請

重点地域内では、関係機関に対して違法駐車等を防止するための施設の設置や必要な措置を要請します。

違法駐車等防止重点地域



4 函館市交通安全条例の制定

交通安全は、市民一人ひとりが取り組まなければならない重要な課題であり、悲惨な交通事故を防止するためには、市民が交通安全に対する理解と関心を深めていかなければなりません。

すべての市民が協力し、交通安全に対する意識を高め、これを実践することにより、交通事故のない安全な市民生活を実現するため、平成16年3月に交通安全条例を制定し、同年6月1日から施行しました。

【基本理念】

- ・函館市の地域特性を踏まえ、道路の交通環境の整備を図るなど、交通安全に配慮したまちづくりを推進すること。
- ・人命の尊重を基本として、市民一人ひとりが法令を守り、交通安全に関する理解を深めること。
- ・市民一人ひとりが自主的かつ積極的に交通安全に取り組むこと。

【条例の主な内容】

(1) 市の責務

市は交通安全に関する基本的・総合的な施策を策定し、実施するとともに施策推進のため、国・北海道その他の関係機関・交通安全関係団体との密接な連携を図ります。

(2) 車両の運転者の責務

車両を運転する者は、交通に関する法令を遵守するとともに、高齢者、障がい者、児童および幼児に対しては特に注意を払い、歩行者に危害を及ぼさないようにする等、安全な運転に努めなければなりません。

自転車運転する者は、二人乗り、並走、自転車駐車場以外の場所への自転車の放置等により、歩行者や他の車両の通行の妨げにならないよう努めるとともに、夜間においては、車体の側面にも反射器材を取り付けること等により、自ら安全の確保に努めなければなりません。

(3) 歩行者の責務

歩行者は、道路を通行する際に、交通に関する法令を守り、夜間は夜光反射材を使用するなど、自ら安全の確保に努めなければなりません。

(4) 交通安全教育の推進

市は、市民の交通安全に関する知識の普及および意識の高揚を図るため、交通安全教育を推進するとともに、その他必要な措置を講ずるよう努めます。

(5) 交通死亡事故多発警報等

市は、市の区域内において交通死亡事故が多発している場合等においては、交通事故多発警報を発し、警察署、関係機関および関係団体と連携して、市民および事業者に注意を喚起するよう努めます。

(6) 暴走行為防止対策の実施等

市は、北海道暴走族の根絶等に関する条例に規定する暴走行為を防止するため、警察署等と連携し、その対策に努めます。

市民は、暴走行為を発見したときは、速やかに警察署に通報するよう努めなければなりません。

(7) 救急および救命体制の整備充実

市は、救急病院等と連携し、交通事故による負傷者に対する救急体制の整備および充実に努めます。

